

令和5年度 第3次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

【担当課】	①総務課	②人権課	③住民生活課	④子育て・健康支援課
	⑤まちづくり振興課	⑥都市政策課	⑦学校教育課	⑧生涯学習課
	⑨産業課	⑩保険福祉課		

【目 次】	基本目標 1. 性別にかかわらず お互いを尊重しあうまちづくり	2	ページ
-------	---------------------------------	---	-----

- (1)性別にかかわらず、お互いを尊重しあうための意識づくり
 - ①男女共同参画推進のための広報・啓発
 - ②固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)解消に向けての意識啓発
- (2)男女共同参画を推進する学習・教育の充実
 - ①学校教育等における男女共同参画の推進
 - ②男女共同参画意識を高める社会教育等の推進

基本目標2. 男女が支え合い ともに活躍できるまちづくり	3～5	ページ
------------------------------	-----	-----

- (1)仕事と家庭生活などの両立支援
 - ①ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ②仕事と子育て・介護が両立できる環境整備
- (2)地域・社会活動における男女共同参画の推進
 - ①男女がともに活躍できる地域・社会活動の推進
 - ②男女共同参画に関する地域団体の支援
- (3)政策・方針決定過程への女性の参画拡充
 - ①審議会等における女性登用の促進
 - ②町の組織における男女共同参画の推進
- (4)働く場における女性の活躍推進
 - ①均等な雇用・待遇の確保
 - ②雇用の場における女性の育成・登用促進
 - ③女性が希望する働き方を支援する相談体制・能力開発の充実
 - ④女性の起業支援・促進
 - ⑤農林水産業・商工業等における女性の経営参画の促進
 - ⑥地域振興における男女共同参画の推進

基本目標3. 誰もが安心して 健やかに暮らせるまちづくり	6～9	ページ
------------------------------	-----	-----

- (1)あらゆる暴力の根絶と被害者支援
 - ①あらゆる暴力を防止するための広報・啓発
 - ②DV等被害者の安全確保の強化・自立支援
 - ③ハラスメント等の防止対策
- (2)人権課題を抱える人々への支援の充実
 - ①ひとり親家庭等への支援
 - ②子どもや女性、高齢者、障がいのある人への差別、部落差別、国籍による差別、性的少数者への差別等がなく、誰もが安心して暮らせるまちづくり
- (3)性の尊重と生涯を通じた健康支援
 - ①生涯を通じた心とからだの健康づくり
 - ②発達段階に応じた性と健康についての意識醸成
- (4)防災・復興における男女共同参画の推進
 - ①防災活動への女性の参画促進
 - ②さまざまな立場の人の視点を取り入れた防災・復興計画の企画立案

計画の実現に向けて	10	ページ
-----------	----	-----

- (1)計画の推進体制の充実
 - ①計画の進行管理
 - ②町民、関係団体、事業者等との連携
- (2)町職員一人ひとりの意識の醸成
 - ①意識変革に向けた職員研修の実施
 - ②特定事業主行動計画に基づく勤務環境の整備

基本目標 I 性別にかかわらず お互いを尊重しあうまちづくり

基本方針 1 性別にかかわらず、お互いを尊重しあうための意識づくり

施策の方向 (1) 男女共同参画のための広報・啓発
(2) 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)解消に向けての意識啓発

基本方針 2 男女共同参画を推進する学習・教育の充実

施策の方向 (1) 学校教育等における男女共同参画の推進
(2) 男女共同参画の意識を高める社会教育等の推進

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	施策No	計画	実施した取組内容	評価	課題・今後の取組内容	今後の方向性	担当課
I・性別にかかわらず お互いを尊重しあうまちづくり	1性別にかかわらず、お互いを尊重しあうための意識づくり	(1)	①広報紙、ホームページ、SNS等を活用した広報・啓発を行います。	1	○広報紙等による情報提供 広報紙、ホームページ、SNS等でセミナーや講演会等の周知を行う。	○国や県、団体等が主催する講演会やセミナーの情報を、広報紙に掲載、デジタルサイネージへの掲載、ポスター・チラシの配架等により周知した。	B	○国や県が主催する講演会やセミナー等について、継続して情報提供を行う。	継続	②人権課
			②関係団体と協働で意識啓発のためのイベント等を開催します。	2	○関係団体との協働・活動支援 男女共同参画ネットの事業実施を支援する。	○相談事業「きこっか」の実施支援をした。 ○児童虐待防止・DV防止チャリティ募金等の事業実施の支援を行った。 ○毎月行われる役員会に参加し、事業実施の支援や情報交換を行った。	B	○男女共同参画ネットの事業実施支援を継続して行い、男女共同参画の推進に向け、協力する。 ○毎月の役員会に出席をし、情報交換を行う。	継続	②人権課
		(2)	①家庭や地域、職場など、社会慣行等の是正を目指した広報・啓発を行います。	3	○固定的性別役割意識に関する広報・啓発 家庭や地域、職場における社会慣行等の是正を目指した啓発を行う。	○「男女共同参画週間(6月)」にあわせ、人権課前及び図書館に展示ブースを設置した。 ○町内の中学生向けに、男女共同参画に関するリーフレットを配布した。性差による偏見や家事の分担についても触れ、若い世代への啓発を行った。	A	○「男女共同参画週間(6月)」に合わせ、男性の家事育児への参加等の情報紹介をする。 ○男女共同参画に関するリーフレットを継続して配布し、若い世代から固定的性別役割意識に関する知識を持ってもらう。	継続	②人権課
			②男性の家事・育児への参画を推進します。	4	○男性の家事・育児への参画推進 イベントの実施や、制度の周知をおこなう。	○「男女共同参画週間(6月)」に図書館で、男性の育児休業に関する展示と、家事育児に関する書籍の紹介を行った。 ○今年度は、男性の家事参加等に関するイベントは行っていない。	C	○男性の家事育児に関する情報の紹介を行う。 ○男性の家事育児につながるようなイベントを実施する。	継続	②人権課
			③町職員の意識改革を進めます。	5	○町職員への啓発 各種制度等の周知や、研修への参加を促進する。	○研修案内があれば速やかに周知し、参加を呼び掛けた。	B	○引き続き研修機会があれば速やかに職員へ周知を行っていく。	継続	①総務課
I・性別にかかわらず お互いを尊重しあうまちづくり	2男女共同参画を推進する学習・教育の充実	(1)	①保育・幼児期における、男女共同参画の学習の充実を図ります。	6	○保育・幼児期からの男女平等教育の推進 各保育園(所)において、男女共同参画の視点を踏まえた保育を行う。	○幼児期からのジェンダー教育が大切であるため、ジェンダー平等の意識を持ってもらうよう、性別による差のない保育を心がけた。 ○色分けなどで、固定概念を植え付けることのないよう、また、男の子と女の子「らしさ」を強制しない保育に取り組んだ。	B	○児童だけでなく、保護者の考え方が児童に大きく影響を及ぼすため、家庭とともに教育していくことが課題である。 ○研修会の参加を推進し、保育士の意識啓発を図るとともに、日々の保育において男女共同参画の視点を持ちながら保育を実施し、男女共同参画の意識醸成に努める。	継続	④子育て・健康支援課
			②学校教育における、男女共同参画の学習機会の充実を図ります。 ③性別にかかわらず多様な生き方を可能とする教育の充実を図ります。 ④一人の人として自立し、互いの人格と個性を尊重しあうことを可能にする教育の充実を図ります。	7	○学校教育における男女平等教育の推進 各学校において、男女の協力の大切さや男女平等、男女の特性等、男女共同参画の視点を踏まえた教育を行う。	○各学校において各教科、道徳科、特活、総合的な学習の時間、人権教育等のあらゆる教育活動を通して、男女の特性、男女平等など、男女が互いに信頼し合い、学び合い、男女共同参画の視点を踏まえた授業実践に取り組んだ。	A	○各学校において各教科、道徳科、特活、総合的な学習の時間、人権教育等のあらゆる教育活動を通して、男女の特性、男女平等など、男女が互いに信頼し合い、学び合い、男女共同参画の視点を踏まえた授業実践を行う。	継続	⑦学校教育課
				8	○進路指導の充実 性別にかかわらず、自分の考え方、生き方に誇りと自信を持ち、自分の将来に明るい展望をもつことができるよう、キャリア教育の充実を図る。	○各学校において、キャリア教育全体計画に基づき、性別にかかわらず、自分の考え方、生き方に誇りと自信を持ち、自分の将来に明るい展望を持つことができるよう、キャリア教育の充実を図った。	A	○各学校において、キャリア教育全体計画に基づき、性別にかかわらず、自分の考え方、生き方に誇りと自信を持ち、自分の将来に明るい展望を持つことができるよう、キャリア教育の充実を図る。	継続	⑦学校教育課
		(2)	①男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。	9	○男女共同参画に関する啓発の推進 各事業の中で男女共同参画の啓発を行う。	○子ども会及びジュニアリーダーの事業でキャンプ等の生活学習を学童期から行うことで、固定的性別役割分担意識の解消に向けての意識啓発を行った。	A	○男女共同参画になる啓発事業を今後も継続して行いたい。	継続	⑧生涯学習課
			②生涯学習活動への参加を促進します。	10	○社会教育団体等の支援 各団体の事務局として事業支援する。	○各団体の事務局として事業を支援し、子ども会及びジュニアリーダーの事業では、参加者がそれぞれお互いを尊重し、事業の実施ができた。	A	○今後も生涯学習活動への参加促進を継続して行いたい。	継続	⑧生涯学習課
			③自治会における人権啓発を推進します。	11	○自治会での啓発の推進 自治会長会に対して情報提供を行う。	○自治会長会に対して研修会等の情報提供を行った。	B	○オンライン研修や会議に参加しやすいように、ネット環境等の整備を支援する必要がある。	継続	⑤まちづくり振興課
			④町職員の意識向上に向けた取組を実施します。	12	○町職員への啓発 各種制度等の周知や、研修への参加を促進する。	前出No.5と同じ		前出No.5と同じ		①総務課

基本目標Ⅱ 男女が支え合い ともに活躍できるまちづくり

基本方針1 仕事と家庭生活などの両立支援

施策の方向(1) ワーク・ライフ・バランスの推進
(2) 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	施策No	計画	実施した取組内容	評価	課題・今後の取組内容	今後の方向性	担当課
Ⅱ・男女が支え合い ともに活躍できるまちづくり	仕事と家庭生活などの両立支援	(1)	①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・啓発を行います。 ②育児・介護休業取得に向けた意識向上を図ります。	13	○ワーク・ライフ・バランスの啓発 広報紙等を活用し、ワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発を行う。	○「男女共同参画週間(6月)」に広報紙に記事を掲載した。町内施設・企業へのポスター及び啓発物の配布を行った。 ○「男女共同参画週間(6月)」に図書館に「パパ育児」に関する展示を行い、関連書籍の展示を行った。 ○年間を通じて、人権課前に男性の家事育児等に関する書籍の展示を行った。 ○中学生向けに「男女共同参画」に関するリーフレットを作成し、その中で家事シェアについて紹介した。	B	○「男女共同参画週間(6月)」における啓発を継続して行っていく。 ○住民に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行う。 ○町内企業に対し、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー等の情報提供を行う。	継続	②人権課
				14	○両立のための職場理解と制度の普及促進 男女職員が家庭責任を担い、仕事と両立することへの職場理解を広め、育児や介護のための制度の周知及び取得促進を図ります。	○育児・介護休業取得予定者へ制度に関する資料を渡し、情報提供を行った。 ○庁内グループウェアに制度に関するQ&Aを掲載し、適宜見直しを行い、最新の制度の周知に努めている。	B	○制度の認知度は高くなっており、男性の育児休暇取得率も向上しているが、取得期間の長期化を目指し、更なる呼びかけと理解を得られる風土づくりが必要である。	継続	①総務課
			③男性の家事や育児・介護への意識向上およびスキルアップにつながる取組を実施します。	15	○男性を対象とした講座の開催 「男の料理教室」(築上きづきの杜)の実施。	○「男の手料理教室」では、男性が毎日の食生活で実践できる家庭料理作りを講習した(受講生9名)。令和5年度は10回実施。	A	○「男の手料理教室」(築上きづきの杜)の実施を継続したい。	継続	⑧生涯学習課
				16	○子育て世代や親子を対象とした啓発の実施 男性の家事・育児への参画につながる取組を行う。	○「男女共同参画週間(6月)」に図書館に「パパ育児」に関する展示を行い、関連書籍の紹介を行った。	C	○男性の家事育児につながる情報発信をしていく。 ○子育て世代や親子を対象としたイベントを開催することができなかったため、次年度は実施したい。	継続	②人権課
		(2)	①子育て、保育環境の充実を図ります。	17	○保育サービスの充実 通常の保育サービスに加え、一時預かり、休日保育、病後児保育サービスを提供し、保育の充実を図る。	○第3子以降の保育料・副食費無償化事業で保護者の経済的負担を軽減した。 ○福岡県主催のファミリー・サポート・センター支援員養成講座の周知を行った(受講者1名)。 ○居宅訪問型事業(いわゆるベビーシッター)、一時預かり、延長・休日保育等について、利用者ニーズに対応した様々な保育サービスの提供を行い、保護者の育児への精神的・経済的負担感軽減を図った。 ○町単独で、私立保育園保育士への処遇改善加算及び保育園保育推進事業により、私立保育園に対する支援を継続実施した。 ○物価高騰の影響により、保育サービスの低下を招かないよう、私立保育園に対して、燃料費、給食費の支援を実施した。 ○安心安全な保育実施について支援した。(バス安全装置設置、ICタグ配備事業)	A	○一時預かりや延長保育事業、居宅訪問型事業(いわゆるベビーシッター)等保育ニーズに応じた保育サービスを実施する。 ○第3子以降無償化事業を実施し、保護者の経済的・精神的負担軽減に努める。 ○病児保育の実施ができていないことが課題であるが、医療機関との調整が困難である。(病後児保育は実施している。) ○病後児保育について、利用者増を目指す。(申請はあったが、サービス提供に至らなかった。)令和6年度は実施場所の変更(築城保育所➡椎田そらいる保育園)や看護師の任用を行い、利用につなげたい。	継続	④子育て・健康支援課
				18	○児童館・子育て支援センター・学童保育事業の充実 こどもの居場所づくりに努めるとともに、支援員のスキルアップを図る。	○児童館・子育て支援センター・学童保育事業を実施し、子どもの居場所づくりに努めた。 ○支援員のスキルアップため、研修を実施した。また、ソーシャルワーカーによる、支援員への指導、相談事業を行った。 ○児童館空調取替により環境設備を充実させた。(工事着手)	A	○子育て支援拠点事業について、令和6年度は築城社会福祉センターが利用できないので、代替会場の確保を行い、実施に努める。 ○学童の支援員が不足しているため、委託先(社協)と連携を図り、充足に努める。	継続	④子育て・健康支援課
				19	○子育てに関する相談体制の整備 妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、適切な情報提供・保健指導等を行う。	○こども家庭センターの設置に向けて取り組んだ。(子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの統合作業中) ○伴走型相談事業を実施した。	A	○子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点により、子育てに関する相談窓口として、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を実施する。 ○こども家庭センター本格稼働に向けての準備をする。	継続	④子育て・健康支援課
				20	○子育て世代への支援 子育て応援サイトによる情報提供、子育て広場等の開催、子育てグループへの支援を行う。	○子育てサークル関係の相談支援を行った。 ○子育てサークルのイベント情報を広報紙やホームページに掲載するとともに、乳幼児健診時や窓口等でチラシを配布し、サークル活動の普及を支援した。	B	○子育てサークルの活動や相談支援を行い、活動の普及を支援する。	継続	④子育て・健康支援課
			②家族介護者への支援と情報提供の充実を図ります。	21	○家族介護者への支援 認知症初期集中支援チームの稼働や、認知症介護相談会等を行う。	○認知症初期集中支援チームの稼働はなかった。 ○認知症介護相談会を定期的に開催し、家族への相談対応を行った。	B	○認知症初期集中支援チームでの支援の必要性を検討し、必要時にチームを稼働する。 ○認知症介護相談会を定期的に開催する。	拡充	⑩保険福祉課
				22	○認知症介護者の負担軽減 家族の集いを行い、認知症介護者の負担軽減を図る。	○認知症の人の家族の集いを行い、家族介護者間で気持ちの共有ができ、負担軽減が図れた。	B	○認知症の人の家族の集いを定期的に開催し、家族介護者の負担軽減を図る。	継続	⑩保険福祉課
			③職場における固定的性別役割分担意識の解消に努めます。	23	○町職員への啓発 各種制度等の周知や、研修への参加を促進する。	前出No.5と同じ	/	前出No.5と同じ	/	①総務課
			④育児・介護休業制度の取得促進に向けた事業主への啓発を行います。	24	○事業所への情報提供・啓発 事業所へ制度等の情報提供を行う。	○国や県が実施する育児休業や介護休業に関するセミナー等の情報発信を行った。	B	○引き続き、事業所に対する情報提供を行っていく。	継続	②人権課

基本目標Ⅱ 男女が支え合い ともに活躍できるまちづくり

基本方針2 地域・社会活動における男女共同参画の推進

施策の方向(1) 男女がともに活躍できる地域・社会活動の推進

(2) 男女共同参画に関する地域団体の支援

基本方針3 政策・方針決定過程への女性の参画拡充

施策の方向(1) 審議会等における女性登用の促進

(2) 町の組織における男女共同参画の推進

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	施策No	計画	実施した取組内容	評価	課題・今後の取組内容	今後の方向性	担当課
Ⅱ・男女が支え合い ともに活躍できるまちづくり	2 地域・社会活動における男女共同参画の推進	(1)	①男女共同参画に関する情報提供と周知を行います。	25	○広報紙等による情報提供 広報紙、ホームページ、SNS等でセミナーや講演会等の周知を行う。	前出No.1と同じ		前出No.1と同じ		②人権課
			②自治会等の地域活動における女性の参画を促進します。	26	○自治会での啓発の推進 自治会長会に対して情報提供を行う。	前出No.11と同じ		前出No.11と同じ		⑤まちづくり振興課
		(2)	①男女共同参画を推進する団体の活動を支援し、ネットワーク化を図ります。	27	○関係団体との協働・活動支援 男女共同参画ネットの事業実施を支援する。	前出No.2と同じ		前出No.2と同じ		②人権課
	3 政策・方針決定過程への女性の参画拡充	(1)	①男女平等の視点に立ったまちづくりを推進します。	28	○女性活躍推進に関する情報提供 企業に対し、講座やセミナー等の情報提供を行う。	○町内事業所に、県や国から提供される女性活躍に関するセミナー等の案内を送付した。	B	○引き続き、企業に対して女性活躍推進に関する情報提供を行う。	継続	②人権課
			②町の審議会等における女性委員の比率向上に向けた取組を実施します。	29	○関係課への協力依頼 町の審議会等における女性比率の公表と、女性が参画しやすい条件整備の依頼を行う。	○R5年4月1日時点の築上町の審議会等における女性委員の割合は29.7%。(第3次計画の目標値40.0%以上) ○委員の改選がある場合は、積極的な女性の登用を関係課に呼びかけた。	B	○第3次計画の目標値達成に向け、女性委員の積極的な登用を呼びかけていく。	継続	②人権課
		(2)	①女性職員の管理職への登用を推進します。 ②女性職員の職域拡大に向けた育成を行います。 ③町政への女性の積極的な参画を促進します。	30	○女性職員の登用拡大 性別にとらわれない人事配置を実施する。	○性別に関係なく個人の能力・適性に応じて役割分担し、業務遂行できるように職員配置を行っている。	B	○引き続き性別に関係なく個人の能力・適性に応じて役割分担し、業務遂行できるように職員配置を行っていく。	継続	①総務課
				31	○町職員への啓発 各種制度等の周知や、研修への参加を促進する。	前出No.5と同じ		前出No.5と同じ		①総務課
				32	○働きやすい職場づくりの推進 年次有給休暇の取得促進等、ワーク・ライフ・バランスの推進を行う。	○毎週水曜日のノー残業デーの継続実施や年休取得推進を呼びかけ、家庭や地域への参画を促した。 ○夏季休暇をリフレッシュ休暇と改め、取得期間を4カ月から1年間に拡大することで休暇を取得しやすくした。	A	○ノー残業デーや有給休暇、リフレッシュ休暇取得の意識をより定着させるため、定期的な周知・啓発を行う。	継続	①総務課

基本目標Ⅱ 男女が支え合い ともに活躍できるまちづくり

基本方針4 働く場における女性の活躍推進

- 施策の方向
- (1) 均等な雇用・待遇の確保
 - (2) 雇用の場における女性の育成・登用促進
 - (3) 女性が希望する働き方を支援する相談体制・能力開発の充実
 - (4) 女性の起業支援・促進
 - (5) 農林水産業・商工業等における女性の経営参画の促進

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	施策No	計画	実施した取組内容	評価	課題・今後の取組内容	今後の方向性	担当課
Ⅱ・男女が支え合い ともに活躍できるまちづくり	4 働く場における女性の活躍推進	(1)	①男女格差是正に向けた啓発を行います。 ②育児・介護休業制度の普及・啓発を行います。	33	○育児・介護休業制度の周知 育児・介護休業制度に関する広報を行う。	○「男女共同参画週間(6月)」にあわせ、図書館で男性の育児休業に関する展示と、関連書籍の紹介を行った。 ○介護休業制度に関する広報はできていない。	C	○育児休業に関する広報を継続して行っていく。 ○介護休業に関する広報ができていないので、育児休業とあわせて行っていく。	継続	②人権課
				34	○町内の事業所等への啓発 町内の事業所等に法律や制度等の周知を行う。(窓口パンフレットを設置)	○送付されたパンフレット等の資料を窓口等に掲示・配架し、啓発を図った。	B	○今後も同様に窓口等を利用して、啓発を継続していく。	継続	⑨産業課
			③ハラスメント等防止対策を推進します。	35	○ハラスメント防止のための啓発 各種ハラスメントに関する啓発を行う。	○町広報紙11月号や、中学生向けの「男女共同参画」に関するリーフレットの中で、セクシュアル・ハラスメントについて掲載した。	B	○セクシュアル・ハラスメントを中心として啓発を行っているので、他のハラスメントについても更に啓発を行う。	継続	②人権課
			④町職員の意識向上を図ります。	36	○町職員への啓発 各種制度等の周知や、研修への参加を促進する。	前出No.5と同じ		前出No.5と同じ		①総務課
		(2)	①女性管理職登用について啓発を推進します。 ②積極的改善措置(ポジティブ・アクション)に関する情報提供を推進します。	37	○育児・介護休業制度の周知 育児・介護休業制度に関する周知を行う。(窓口パンフレットを設置)	○送付されたパンフレット等の資料を窓口等に掲示・配架し、啓発を図った。	B	○今後も同様に窓口等を利用して、啓発を継続していく。	継続	⑨産業課
				38	○女性の能力開発・向上の推進 女性のスキルアップに関するセミナー等の情報提供を行う。	○国や県から送付されたセミナー等の案内について、町内事業所へ案内を送付し情報提供を行った。	B	○引き続き、国や県からの情報提供を行っていく。	継続	②人権課
		(3)	①就業に関する情報提供を行います。 ②女性の能力向上とキャリアアップに向けた支援、就業に関する相談の充実を図ります。	39	○女性の就労に関する支援の促進 国や県の補助事業や能力開発、相談先等の情報提供を行う。(窓口パンフレットを設置)	○創業セミナーをHPや町広報紙で周知した。 ○国や県の事業のパンフレット等の資料を窓口で配架し、周知した。	B	○今後も同様に窓口等を利用して、啓発を継続していく。	継続	⑨産業課
				40	○育児・介護休業制度の周知 育児・介護休業制度に関する広報を行う。	前出No.33と同じ		前出No.33と同じ		②人権課
		(4)	①起業支援に関する情報提供や相談等の支援を行います。 ②女性の企業や企業経営への男性の理解促進を図ります。	41	○女性の能力開発・向上の推進 女性のスキルアップに関するセミナー等の情報提供を行う。(窓口パンフレットを設置)	○送付されたパンフレット等の資料を窓口等に掲示・配架し、啓発を図った。	B	○今後も同様に窓口等を利用して、啓発を継続していく。	継続	⑨産業課
		(5)	①農業経営における女性の地位向上に向けた意識啓発を行います。 ②家族経営協定の普及・啓発を行います。	42	○女性の労働条件向上の推進 農業経営等における女性の労働条件改善に向けた啓発を行う。	○送付された、セミナーの案内や講師派遣案内等の資料を窓口等に掲示・配架し、啓発を図った。	B	○引き続き、セミナーの案内や資料を窓口等への掲示・配架を行い、啓発を継続していく。	継続	⑨産業課
				43	○家族経営協定の推進 家族経営協定の締結促進による女性の地位向上、役割の明確化を図る。	○認定農業者の面談時等に、家族経営協定についての理解を求め、普及・啓発を行った。	B	○引き続き、認定農業者の面談時等に、家族経営協定についての理解を求め、普及・啓発を図っていく。	継続	⑨産業課

基本目標Ⅲ誰もが安心して 健やかに暮らせるまちづくり

基本方針1あらゆる暴力の根絶と被害者支援

施策の方向(1)あらゆる暴力を防止するための広報・啓発

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	施策No	計画	実施した取組内容	評価	課題・今後の取組内容	今後の方向性	担当課
Ⅲ・誰もが安心して 健やかに暮らせるまちづくり	1	(1)	①DV根絶に向けた啓発を行います。	44	○DV防止に向けた啓発の充実 DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を行う。	○「若年層の性暴力被害防止月間(4月)」、「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)」にあわせ、図書館や住民プラザで展示を行った。 関連図書等とあわせて展示をすることで興味を持ってもらえるようにした。 ○町広報11月号で、「女性に対する暴力」の特集記事を掲載し、県内の性暴力犯罪の件数や刑法の改正内容を紹介した。 ○中学生に配布した男女共同参画リーフレットの中で、特に若年層の「性暴力」について紹介した。	A	○各啓発期間における啓発を継続して行っていく。図書館や住民プラザを利用し、多くの人の目に触れるようにしていく。	継続	②人権課
			②デートDV防止のための教育の充実を図ります。	45	○「デートDV」に関する啓発 「デートDV」小冊子を活用した啓発を行う。	○中学3年生とはたちの集い参加者に対し、「デートDV」小冊子を配布した。 ○中学生向けに男女共同参画リーフレットを作成。「デートDV」について紹介し、身近な問題として考えてもらえるようにした。 ○夏休み前に町内小・中学校に「子どものための相談窓口ガイド」の配布を行った。	A	○「デートDV」小冊子・「子どものための相談窓口ガイド」の配布を継続して行う。 ○「若年層の性暴力被害防止月間(4月)」にSNS等で広報を行い、若い世代への啓発につなげる。	継続	②人権課
				46	○道徳・人権教育の充実 道徳・特活、総合的な学習の時間等を活用し、他者を尊重する態度や、自尊感情を育てる教育を推進する。	○道徳、特活、総合的な学習の時間等、学校教育全体を通して、他社を尊重する態度や、自尊感情を育てる教育を推進した。	A	○道徳、特活、総合的な学習の時間等、学校教育全体を通して、他社を尊重する態度や、自尊感情を育てる教育を推進する。	継続	⑦学校教育課
		(2)	①相談窓口の周知を図ります。	47	○相談窓口等の情報提供 DV相談窓口等の積極的な周知を行う。	○各啓発期間に、相談窓口のポスター等を町内施設や企業に配架した。 ○庁舎トイレに相談先カードを設置した。 ○ひとり親支援の際に、相談先の掲載されたチラシを配布した。	B	○各啓発期間に、町広報紙やSNS等で相談先の周知を行う。 ○各啓発期間には、展示等で相談先を周知する。	継続	②人権課
			②被害者の安全確保に向け、関係機関等との連携を強化します。	48	○関係機関との連携 庁内関係課との連携および各関係機関との連携を図る。	○相談があった際は、関係課と連携をとり、被害者の支援を行った。1月末までに4件の相談があった。 ○継続して相談があっているケースについては、担当課と情報共有を行った。	B	○相談があった際は、関係課と連携をとり、被害者の支援にあたる。 ○必要があれば、関係機関へ引き継いだり、連携をとり、被害者に寄り添った支援を行う。	継続	②人権課
			③相談員の資質の向上を推進します。	49	○相談員研修への参加 人権課職員の研修への参加および関係課との情報共有を図る。	○福岡県女性相談所が主催する「女性相談員研修」に参加した。 ○あすばるが主催する「行政職員のための男女共同参画セミナー(DVの基礎)」を受講した。 ○(公財)アジア女性交流・研究フォーラムが主催する「加害者更生プログラム」に関するセミナーを受講した。 ○内閣府主催のオンラインセミナーについて、関係課に周知した。	B	○県や国から研修等の案内があった際は、積極的に参加していく。	継続	②人権課
			④被害者へのケアの充実を図ります。	50	○DV被害者等へのケアの充実 相談先や各機関と連携を取りながら、ケアの充実を図る。	前出「No.48」と同じ		前出「No.48」と同じ		②人権課
				51	○「築上町子ども家庭総合支援拠点」の活用 被害者等に対し、切れ目のないケアを行う。	○「築上町子ども家庭総合支援拠点」にソーシャルワーカーを配置し、支援の拡充に努めた。	A	○ソーシャルワーカーの充足が課題である。(現在は、週1回程度の配置であるので、これを増やしたいが、人員確保に苦慮している。)	継続	④子育て・健康支援課
				52	○DV被害者の児童生徒へのケアの充実 DV被害の実態を把握した場合は、関係各課及び関係機関に情報提供し、連携して対応する。また、SSW・SC等を活用した当該児童生徒へのケアの充実を図る。	○児童生徒からの情報及び家庭訪問・懇談等によりDV被害の実態を把握した際には、SSW、関係各課及び関係機関に情報提供を行い、連携して対応した。 ○SSW、SCによる当該児童生徒へのケアを行った。	A	○DV被害の実態を把握した場合は、SSW、関係各課及び関係機関に情報提供し、連携して対応する。 ○SSW、SC等を活用した当該児童生徒へのケアの充実を図る。	継続	⑦学校教育課
			⑤被害者の自立に向けた支援を行います。	53	○町営住宅への入居支援 遠距離から避難してくるストーカー被害者・DV被害者等について、関係機関と連携を図り町営住宅等への入居支援を行う。	○本年度1件相談があり人権課と連携し、町営住宅への入居支援含めて対応していたが、最終的に入居には至らなかった。	B	○今後も遠距離から避難してくるストーカー被害者・DV被害者等について、関係機関と連携を図り、町営住宅等への入居支援を行う。	継続	⑥都市政策課
				54	○住民基本台帳等に関する支援 住民票の写しや戸籍の附票等を取得することを制限する制度の案内や支援措置を行う。	○支援を必要とする場合、支援措置の内容についてのお知らせと状況把握を行った。 ○住民票等の取得制限が必要と認められた場合は、住民票等のロックを行った。 ○相談から支援措置が決定するまでの間は仮ロックを行った。	A	○被害者の個人情報の管理を徹底し、来年度も継続して支援を実施していく。	継続	③住民生活課
				55	○「生理の貧困」への取組 生理用品の配布を通じて、相談先の案内や啓発を行う。	○築上町社会福祉協議会の行っているフードバンクの場を利用し、生理用品と相談先のチラシ等の配布を行った。1ヶ月あたり60個程度の生理用品を配布した。 ○コミュニティセンター(ソピア)及び役場本庁に生理用品引換カードを設置。(R4から継続)必要とする人への配布を行った。	B	○フードバンクでの取組を継続して行う。生理用品の配布と併せて、ひとり親の方へ相談先等の情報提供を行う。 ○コミュニティセンター(ソピア)及び役場本庁での取組については、在庫がなくなり次第終了となるので、今後どうするかを検討する。	縮小・見直し	②人権課
		(2)	⑥被害者の個人情報の保護を徹底します。	56	○個人情報保護の徹底 各課が知りえた情報について、適切に管理する。	○相談を受けた内容については、外部に漏れることがないよう最新の注意を払って管理をし、事務を行った。 ○相談内容に応じ、関係機関・関係課と情報共有を行った。	B	○各課が知り得た情報について、被害者情報の保護を徹底する。 ○被害状況や相談者の希望に応じて、関係機関・関係課と情報共有を行う。	継続	全課

基本目標Ⅲ誰もが安心して 健やかに暮らせるまちづくり

基本方針1あらゆる暴力の根絶と被害者支援

施策の方向(3)ハラスメント等の防止対策

基本方針2人権課題を抱える人々への支援の充実

施策の方向(1)ひとり親家庭等への支援

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	施策No	計画	実施した取組内容	評価	課題・今後の取組内容	今後の方向性	担当課
Ⅲ・誰もが安心して 健やかに暮らせるまちづくり	1	(3)	①DVや性暴力、ハラスメント等の根絶に向けた意識啓発を行います。 ②企業・事業所等におけるハラスメント防止対策の推進に向けた情報提供や啓発を行います。	57	○ハラスメント防止のための広報・啓発 町民および事業所に対し、ハラスメント防止の啓発を推進する。	○町広報紙11月号や、中学生向けの「男女共同参画」に関するリーフレットの中で、セクシュアル・ハラスメントについて掲載した。 ○ハラスメントに関するポスターの掲示、チラシの配架等を行った。	B	○引き続き、各種ハラスメントに関する啓発を行っていく。	継続	②人権課
			③町職員におけるハラスメント防止対策を推進します。	58	○町職員への研修の実施 関連規定の周知や研修への参加を促進する。	○市町村職員研修所の階層別研修等の参加を推進し、ハラスメントについての研修を受講した。 ○ハラスメント防止に関する規程を制定し、職員への周知を行った。	B	○今後も外部研修などの研修を職員に周知して、参加を促す。 ○定期的にハラスメント防止に関する規程の周知を行う。	継続	①総務課
	2	(1)	①各種支援制度について周知し、経済的自立と生活の安定を図るための包括的な支援を行います。 ②相談窓口の設置や情報提供を行います。	59	○公費医療制度の周知 ひとり親家庭等医療費支給制度の周知を行う。	○要件に該当する方に漏れなく申請していたくため、住民係、子育て支援係と連携し、対象者の把握および制度の周知を行った。 ○広報ちくじょう特集記事の「子育て施策一覧」に制度を掲載した。 ○前年度から引き続き、町公式LINE「子育て情報」で情報提供を行った。	B	○引き続き、対象者を漏れなく把握するため庁内各部署との連携を図るとともに、広報、SNS、HPを活用し制度の周知を行う。	継続	⑩保険福祉課
				60	○ひとり親家庭への支援 各種支援制度について周知し、経済的自立と生活の安定を図るための包括的な支援を実施する。	○ひとり親家庭の手当等に関する相談に随時対応した。また、相談内容に応じて、関係課と連携を図った。 ○子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を実施した。	A	○ひとり親家庭の手当て等に関する相談に随時対応する。また、相談内容に応じて、関係課と連携を図る。 ○給付金事業は、国の動向を注視しながら、必要に応じ、対応していく。	継続	④子育て・健康支援課
			③ひとり親家庭の子どもの学習機会の確保を図ります。	61	○学習機会の確保 引き続き、築上塾を開設し、生活困窮家庭の学習機会を確保する。	○小学4年生、中学3年生を対象に受講料を無料とした築上塾(土曜塾)を開設し、生活困窮家庭の学習機会の確保を図った。 (受講者数…小学生34名、中学生25名)	A	○小学4年生、中学3年生を対象に受講料を無料とした築上塾(土曜塾)を開設し、生活困窮家庭の学習機会の確保を図る。	継続	⑦学校教育課
			④生活困窮者の自立に向けた支援を行います。	62	○ひとり親等家庭の就労支援 各種職業訓練等の情報提供を行う。	○ひとり親家庭の手当や就労に関するリーフレットを配布し、情報提供を行った。 ○ひとり親家庭を対象とした各種職業訓練や相談会に関する情報を広報紙やホームページ、子育て応援サイトに掲載した。	B	○ひとり親家庭の手当や就労に関するリーフレットを配布し、情報提供を行う。 ○ひとり親家庭を対象とした各種職業訓練や相談会に関する情報を広報紙やホームページ、子育て応援サイトに掲載する。	継続	④子育て・健康支援課

基本目標Ⅲ 誰もが安心して 健やかに暮らせるまちづくり

基本方針2 人権課題を抱える人々への支援の充実

施策の方向(2) 子どもや女性、高齢者、障がいのある人への差別、部落差別、国籍による差別、性的少数者への差別等がなく、誰もが安心して暮らせるまちづくり

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	施策No	計画	実施した取組内容	評価	課題・今後の取組内容	今後の方向性	担当課
Ⅲ・誰もが安心して 健やかに暮らせるまちづくり	2 人権課題を抱える人々への支援の充実	(2)	①子どもの人権についての啓発を推進します。 ②高齢者の権利擁護と社会参画を促進します。 ③障がい者の権利擁護と社会参画を促進します。 ④同和地区出身者の人権を尊重する教育・啓発を推進します。 ⑤外国人や外国をルーツにもつ人への支援と国際理解の推進を図ります。 ⑥多様な性のあり方への理解促進と、性的少数者への人権を尊重する教育・啓発を推進します。	63	○あらゆる人権問題の啓発 講演会等を通じ、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を行う。	○町内小・中学校の協力を得て、人権啓発事業を実施。LGBTQ+に関するDVDを各学校で視聴してもらった。成長段階に合わせて内容を選ぶようにDVDを3種類準備した。 ○「同和問題啓発強調月間(7月)」には、みえ人権教育・啓発研究会代表 松村智広氏に「へこたれへん～人はきとつなげれる～」と題し、講演を行ってもらった。講演前に動画を流し、昨年度の「人権の花運動」「人権作品」の紹介を行った。自身が受けた差別体験や、同和問題に関する内容を話してもらった。 ○「じんけんミニフェスタ(12月)」には、ジャグリングパフォーマーのちゃんへん.氏に「あきらめない心」と題し、パフォーマンスの披露と自身が受けた壮絶ないじめや在日朝鮮・韓国人に対する差別について話してもらった。 ○人権センター主催人権講演会を実施。昨年度に引き続き、大分県佐伯市・鷹島屋神社宮司 矢野大和氏に「演題:生涯現役の勧め」として、講演をしてもらった。身近な人権問題を数多く取り上げ、話してもらった。また、講演会と同日開催で人権センター教室・識字学級教室の発表会を行った。 ○各種啓発期間にあわせ、図書館や住民プラザ、人権課前で展示を行った。DV、児童虐待、ハンセン病、アイヌ民族などの人権問題を取り上げた。	A	○7月、12月どちらの講演会のアンケートも肯定的な意見が大多数を占め、人権問題について理解を深めることができたが、若い世代の参加者が少ないという課題も残った。幅広い世代に啓発できるよう、講演会等の内容を検討していく。	拡充	②人権課
				64	○「築上町子ども家庭総合支援拠点」によるサポートの実施 相談等のサポートを実施する。また、ソーシャルワーカーを配置し、専門的な知見をもって相談対応する。	前出No.51と同じ		前出No.51と同じ		
				65	○「次世代思春期エイズ保健教室」の実施 性と身体に関する正確な知識を得られるようにする。	○「次世代思春期エイズ保健教室」において、LGBTQ+について(小学生対象)、また思春期の性教育、性感染症について(中学生対象)、講演を実施した。	A	○LGBTQ+に関する講演会事業の見直しをしながら、継続する。	継続	④子育て・健康支援課
				66	○あらゆる人権問題に関する学習の実施 各学校で人権課題に対する認識を深め、人権が尊重される授業づくりに努める。	○各学校の校内人権研修を通じて、人権問題に対する認識を深め、教職員の指導力の向上に努めるとともに、人権が尊重される授業づくりに努めた。	A	○各学校の校内人権研修を通じて、人権問題に対する認識を深め、教職員の指導力の向上に努めるとともに、人権が尊重される授業づくりに努める。	継続	⑦学校教育課
				67	○成年後見制度の周知 成年後見制度の利用促進に向け、広報やHP等で事業内容で周知する。	○成年後見制度に関わる団体等と連携を取り、パンフレットやHP等で制度や相談会について周知を行った。	A	○今後もパンフレットやHP等を活用した制度の周知を行う。 ○住民や団体に幅広く制度内容や相談窓口についての周知を図るため、啓発活動を実施する。	継続	⑩保険福祉課
				68	○成年後見制度の各種相談事業 無料相談会の実施や、成年後見相談センターで各種相談に応じる。築上町成年後見制度利用支援事業を推進する。	○京築地区合同で成年後見無料相談会を年3回開催した。 ○地域包括支援センター内に成年後見相談センターを開設し、関係機関と情報連携をしながら、専門職による相談対応を行った。	A	○今後も専門職による相談対応を行う。	継続	⑩保険福祉課
				69	○高齢者虐待に関する周知・啓発 介護関係者や住民に対し、周知・啓発を行う。	○介護関係者(介護支援専門員等)に高齢者虐待に関する情報提供を行った。 ○住民に高齢者虐待の理解を深めるための啓発を行った。	B	○随時、介護関係者や住民に対して情報提供および周知啓発を行う。	継続	⑩保険福祉課
				70	○高齢者虐待への対応 早期発見・早期対応のために各種関係機関との連携を密にもつ。高齢者虐待に関する相談、高齢者の保護、養護者支援を行う。	○介護支援専門員等から早期に相談を受けられるように日頃から情報交換を行った。 ○高齢者虐待対応のための関係者会議を行い、高齢者と養護者の支援を行った。	B	○早期発見し迅速な対応を行うために、日頃から関係者間で情報共有を行う。必要に応じて関係者間で会議を開き適切な対応を行う。	継続	⑩保険福祉課
				71	○障がい者への情報提供 福祉サービスや相談機関等の情報提供を行う。	○障がい者や保護者の方に対して、町の広報紙、ホームページ等を活用し、福祉サービスや相談機関等の情報提供を行い、サービスの利用につなげた。 ○「障害者週間」や「発達障害啓発週間」を広報紙やホームページで掲載し周知を行った。	B	○障がい者や保護者の方に対して、町の広報紙、ホームページ等を活用し、福祉サービスや相談機関等の情報提供を行い、サービスの利用につなげていく。 ○「障害者週間」や「発達障害啓発週間」の啓発を行い、「障がい」に対する理解を深める取組を実施していく。	継続	⑩保険福祉課
				72	○心のバリアフリー事業の実施 障がい者スポーツの体験教室を行う。	○下記のスポーツ体験教室を実施した。 ①車いすバスケットボール体験教室 ②リレー教室 ③ブラインドサッカー教室	A	○②③の体験教室については、対象者が同じため、教室種目を集約し実施予定。	継続	⑧生涯学習課
				73	○国際化や異文化への理解促進 人権課題を抱える方や、国際化、異文化へ理解促進を図るため、広報紙等で啓発する。	○4月～7月までの期間であったが、国際交流員を活用し、異文化への理解を深めるきっかけとなった。	B	○国際交流員が任期満了となったため、新たな方法を計画して異文化への理解を深める取り組みを引き続き行う。	縮小・見直し	⑤まちづくり振興課

基本目標 Ⅲ 誰もが安心して 健やかに暮らせるまちづくり

基本方針 3 性の尊重と生涯を通じた健康支援

施策の方向 (1) 生涯を通じた心とからだの健康づくり
(2) 発達段階に応じた性と健康についての意識醸成

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	施策No	計画	実施した取組内容	評価	課題・今後の取組内容	今後の方向性	担当課
Ⅲ・誰もが安心して 健やかに暮らせるまちづくり	3 性の尊重と生涯を通じた健康支援	(1)	①安心・安全な妊娠・出産に向けた啓発を行います。	74	○「築上町子育て世代包括支援センター」の活用 ちくじょうベビー出産・子育て応援交付金事業による、妊婦等への経済的支援を行う。また、伴走型相談支援により、妊産婦や子育て世帯への支援を実施する。	○「築上町子育て世代包括支援センター」において、ちくじょうベビー出産・子育て応援交付金事業による、妊婦等への経済的支援及び伴走型相談支援により、妊産婦や子育て世帯への支援を実施した。 ○産後ケア事業を実施し、更に事業内容を拡充した(メニューの追加、課税世帯への費用助成)。	A	○ちくじょうベビー出産・子育て応援交付金事業による、妊婦等への経済的支援を行う。また、伴走型相談支援により、妊産婦や子育て世帯への支援を実施する。 ○産後ケア事業の利用増に努める。	継続	④子育て・健康支援課
			②子どもの発達段階に応じた男女共同参画の視点に立った教育を推進します。	75	○「次世代思春期エイズ保健教室」の実施 性と身体に関する正確な知識を得られるようにする。また、自分を大切にし、相手を思いやる心を養い、いのちの大切さについて学ぶ内容とする。	前出No.65と同じ	/	前出No.65と同じ	/	④子育て・健康支援課
			③各種健康診断の受診勧奨に取り組みます。	76	○健診・検診受診の促進 受診の促進及び結果に基づく保健指導を行う。	○健診データに基づいて、保健指導を実施し、住民の健康管理について支援を行った。 ○特定健診受診率 目標:39.9%以上に対し、12月末時点:31.2%。	A	○健診データに基づいて、保健指導を実施し、住民の健康管理について支援を行う。 ○国の掲げる目標値には到達が困難であるが、毎年、目標値を上昇させ、特定健診の受診率、保健指導率の向上に努める。	継続	④子育て・健康支援課
			④健康づくりに関する各種教室等への参加を促進します。	77	○「通いの場」づくり 高齢者の介護予防と自立支援を図る。	○住み慣れた地域で元気に住み続けることができるように「通いの場」を町内18カ所で実施し、介護予防や地域での助け合い体制を創出した。	A	○今後も「通いの場」の事業の周知を図り、「通いの場」の新規設置に努める。	継続	⑩保険福祉課
			⑤健康情報の提供を充実します。	78	○「保健だより」の発行 広報紙で健康情報や感染症予防等について周知する。	○広報紙に毎月「保健だより」を掲載し、健康情報や感染症予防等について周知した。	B	○広報紙において「保健だより」として健康情報や感染症予防等について周知する。	継続	④子育て・健康支援課
			⑥心の健康づくりを推進します。	79	○自殺予防対策の実施 心の健康相談を実施する。	○健康相談は随時実施、心の健康相談においても実施した。夏休みなどに、相談事業の周知を行った。 ○職員の資質向上のため、ゲートキーパー研修を実施(2月)した。	A	○心の相談事業の実施。状況により、事業広報を集中的に行う。 ○ゲートキーパー研修を実施し、職員の資質向上に努めるとともに、住民にもゲートキーパーの輪を広げられるよう、施策を進めていく。	継続	④子育て・健康支援課
			⑦スポーツ活動を推進します。	80	○各種スポーツ団体への助成及び支援 幅広い住民のスポーツ活動への参加機会を拡大します。	○スポーツ協会、少年スポーツ振興協議会、総合型スポーツクラブ等の支援を実施、スポーツフェスティバルなど町民が参加できるスポーツイベントを開催した。	A	○男女が一緒に参加できるスポーツイベントを引き続き開催することで交流を促進する。	継続	⑧生涯学習課
		(2)	①性の尊重についての意識啓発を行います。	81	○性の多様性に関する啓発 性の多様性についての正しい認識を持つために啓発を行う。	○昨年度に引き続き、町内小・中学校に希望調査を行い、「性の多様性」をテーマとする書籍を配布した。 ○中学生向けの「男女共同参画」に関するリーフレットの中で、性の多様性に掲載した。 ○県から提供される「パートナーシップ宣誓制度」に関する情報を関係課と共有した。(今年度、パートナーシップ宣誓制度を利用した方が町営住宅への入居ができるようになった。)	B	○町内小・中学生への「性の多様性」に関する書籍の配布を引き続き行い、児童・生徒の理解を深める。 ○「パートナーシップ宣誓制度」に関し、県や周辺自治体の動向を関係課と共有する。	継続	②人権課
			②性の尊重に関する教育を推進します。	82	○性教育の充実 性教育の年間指導計画を作成し、学習内容の充実を図る。	○各学校において性教育についての年間指導計画を作成し、養護教諭及び校外からのゲストティーチャーと学習内容の充実を図った。 ○学校、学級通信、保健だより等により保護者への啓発を図った。	A	○性教育の年間指導計画を作成し、学習内容の充実を図る。	継続	⑦学校教育課
			③エイズ・性感染症対策を推進します。	83	○「次世代思春期エイズ保健教室」の実施 性と身体に関する正確な知識を得られるようにする。	前出No.75と同じ。	/	前出No.75と同じ。	/	④子育て・健康支援課
Ⅲ・誰もが安心して 健やかに暮らせるまちづくり	4 防災・復興における男女共同参画の推進	(1)	①地域における防災活動への女性の参画を促進します。	84	○地域防災力の強化 地域における自主防災組織を育成する。	○女性消防団が火災予防週間時の啓発活動などを行うことで、地域や自主防災組織等に対し防災活動への女性参画の意識付けにつながった。	B	○今後も地域や自主防災組織と女性消防団との連携を図っていく。	継続	①総務課
			②男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進します。	85	○防災・復興ガイドラインの活用 男女共同参画の視点に立った防災体制を確立する。	○地域防災計画内の自主防災組織育成において、女性の参画を促進することや避難所支援においても女性の参画について記載している。	B	○今後も積極的に女性の視点を反映する。	継続	①総務課
		(2)	①防災用物資や避難計画の検討に女性の参画を拡大します。 ②避難所運営等において女性や子供、高齢者、障がい者、性的少数者等の意見が反映される体制の構築を図ります。	86	○防災会議への女性の参画促進 防災の計画段階における女性の参画を促進する。	○防災会議に4名の女性の参画ができており、女性の視点を取り入れた防災対策の体制を確立している。	B	○今後も積極的に女性の参加を促す。	継続	①総務課

計画の実現に向けて

- 基本方針

1

計画の推進体制の充実
- 施策の方向

(1)

計画の進行管理
- (2)

町民、関係団体、事業者等との連携
- 基本方針

2

町職員一人ひとりの意識の醸成
- 施策の方向

(1)

意識変革に向けた職員研修の実施
- (2)

特定事業主行動計画に基づく勤務環境の整備

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	施策No	計画	実施した取組内容	評価	課題・今後の取組内容	今後の方向性	担当課
計画の実現に向けて	計画の推進体制の充実	(1)	①各担当課が実施計画の進捗状況の確認および評価を行い、審議会に報告します。 ②町の取組の進捗等を分かりやすくまとめ、公表します。 ③社会の状況や取組の進捗を注視し、必要に応じて計画の見直しを行います。	87	○第3次推進基本計画実施報告書による進捗管理 実施報告書を作成し、審議会に報告する。	○令和5年3月の第3次男女共同参画推進基本計画策定に伴い、実施状況報告書の内容を見直した。 ○関係各課に第3次男女共同参画推進基本計画に基づき、実施計画及び実施状況報告をしてもらい、各課の取組状況を審議会に報告した。 ○令和4年度の取組状況及び審議会からの意見を町HPで公表した。令和5年度分については、審議会及び町長に報告後、令和6年5月頃にHPIに掲載する。	B	○実施状況報告書への記載内容の見直しを随時行っていく。 ○引き続き、各課の実施内容及び実施状況を報告してもらい、HPでの公表をする。	継続	②人権課
				88	○第3次築上町男女共同参画推進基本計画の周知 第3次計画の概要等の周知を行う。	○第3次築上町男女共同参画推進基本計画の概要版を関係各所に配布した。 ○町広報5月号に第3次推進基本計画策定に関する記事を掲載し、計画の内容の周知をはかった。	A	○男女共同参画週間(6月)等に、第3次計画の紹介を行う。	継続	②人権課
		(2)	①町民一人ひとりが計画の推進に主体的に参画できるよう、積極的に情報を共有し、連携・協働を進めます。	89	○第3次推進基本計画実施報告書による進捗管理 実施報告書を作成し、審議会に報告する。	前出No.87と同じ		前出No.87と同じ		②人権課
			②関係団体と情報交換を行い、連携強化を図ります。 ③町内の事業活動に関して、男女共同参画の実現を目指して積極的に情報提供し、連携・協働を進めます。	90	○関係団体との協働・活動支援 男女共同参画ネットの事業実施を支援する。	前出No.2と同じ		前出No.2と同じ		②人権課
	町職員一人ひとりの意識の醸成	(1)	①職員の能力向上のための研修機会を確保します。 ②ワーク・ライフ・バランスに関する意識変革を促す研修機会を確保します。	91	○研修の実施 職員の積極的な研修への参加を促進する。	○階層別の職員研修を実施し、職員の役割に応じた知識やスキルを学ぶことができた。 ○各所属長に所属職員の年休取得率を提示し、年休取得を促し、取得向上を図ることができた。	A	○職員の更なる能力向上とワークライフバランスに関する意識改革のため、労務管理の見直しと研修を実施する。	継続	①総務課
			③人事評価において公平で適切な評価が行われるよう、管理職等を対象とした研修機会を確保します。	92	○評価者の意識改革に取り組む 人事評価の評価者研修において、評価スキルの向上と意識改革を行う。	○人事評価研修の評価者研修を実施し、評価スキルの向上と制度理解を深めた。	B	○引き続き評価者研修を実施し、評価スキルの向上と制度理解を深める。	継続	①総務課
		(2)	①男性職員に対する育児・介護休業の取得促進と、取得しやすい職場環境づくりに努めます。 ②育児・介護休業を取得した職員の円滑な職場復帰を支援します。	93	○男性職員の育児・介護休業の取得促進 制度に関する周知を行う。	○育児・介護休業取得予定者へ制度に関する資料を渡し、情報提供を行った。 ○庁内グループウェアに制度に関するQ&Aを掲載し、適宜見直しを行い、最新の制度の周知に努めている。	B	○引き続き制度の周知と対象職員への呼びかけを行い、育児休業取得率及び取得期間の長期化を目指す。	継続	①総務課
				94	○働きやすい職場づくりの推進 年次有給休暇の取得促進等、ワーク・ライフ・バランスの推進を行う。	前出No.32と同じ		前出No.32と同じ		①総務課
			③超過勤務を減らすため、事務処理の簡素合理化を推進します。	95	○業務の効率化 業務委託等による業務の適正化を図る。	○一部の業務について、包括的業務委託を行い、業務の効率化を図った。	B	○引き続き業務の分類を進め、業務委託等による業務の効率化を行う。	継続	①総務課